

# 社会福祉法人みのり会

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が、その能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：育児休業後に、職員がスムーズに復帰するための仕組みの構築

<取組内容>

●令和6年4月～ 育児休業中の職員へ給付金申請手続時等に、情報提供を行い、復職後に柔軟な働き方ができるよう、プランの提示を行う。

令和7年4月～ 前年の構築状況を検証するとともに、他の育児休業職員の事例、勤務実績等の広報を行い、安定した仕組みの構築。

目標2：計画期間内の育児休業取得状況の増加

<取組内容>

●令和6年4月～ 男性職員に育児休業を取得させるために、制度に関する説明を行い、1人以上休業を取得させる。

令和7年4月～ 取組状況の確認の為、事業所ごとに調査、報告を求め、その後の対応案を策定する。

目標3：働き方改革に関する施策実施

<取組内容>

●令和6年4月～ アンケート調査により、残業を減らす為の具体的な業務の見直しを行う。

令和6年10月～ 職員会議等で、現況の報告、改善状況の確認、周知を行う。

令和7年4月～ 働き方改革の施策実施の状況を検証し、さらなる改善案を、各事業所へ提案する。